

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	平成29年11月28日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	平成29年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	29四 議 第 433 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	平成29年6月27日(火)		
				会議時間	9時57分～11時32分		
出席委員	委員長	宮本博行		委員 酒井石			
	副委員長	谷田道子					
	委員	宮崎努					
	委員	平野正					
	委員	今城照喜		欠席委員			
	委員長	上岡正					
その他	議長	矢野川信一		委員外議員 松浦伸			
	委員外議員	西尾祐佐					
執行部出席者	総務課長	遠近良晃		まちづくり課長	地曳克介		
	地震防災課長	桑原晶彦		市民課長	川崎一広		
	企画広報課長	田能浩二		上下水道課長	秋森博		
	財政課長	町田義彦		福祉事務所長	小松一幸		
	税務課長	大崎健一					
	収納対策課長	永橋泰彦					
	地域企画課長	川井委水					
事務局	事務局長	中平理恵					
	事務局長補佐	山本真也					
記 録							
平成29年6月定例会において、本委員会に付託を受けた議案5件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

●まず、分割付託を受けた第2号議案「平成29年度四万十市一般会計補正予算（第2号）」について、歳出、歳入、地方債の補正順で審査を行った。

歳出

【説明：中平議会事務局長 1-1-1（議会費）】

委託料は、議会専用ホームページ開設のための費用で、初期設定費用、システム使用料、サポート費用の7月から3月分である。備品購入費は、試験的に行う集会施設等におけるインターネット環境施設パソコン購入1台分である。

【説明：大崎税務課長 2-2-2（賦課徴収費）】

固定資産税の適正課税に資するため航空写真を撮影・データ化する固定資産評価替準備の委託経費である。

【質疑：上岡委員】

どのような形式の委託か。

【答弁：大崎税務課長】

指名競争入札を予定している。

【説明：川井地域企画課長 9-1-3（消防施設費）】

江川崎下方地区における耐震性のある40トン級の防火水槽1基の整備や富山分団及び黒尊川分団の小型動力ポンプ付積載車の購入、その他保険料など諸費用を計上している。

【説明：桑原地震防災課長 9-1-4（防災費）】

地震津波対策と都市防災推進の経費で市の定める指定避難所が発災時に有効に機能するように中村小学校、中村南小学校、名鹿集会所の避難所自家発電施設整備を行う。

八東地区防災拠点施設の市道整備における軟弱地盤を改良するための津波避難路整備の本格的な舗装は、地盤の安定を待って施行する必要があるため、今後適切な時期に予算を再度計上することとなり、今回は仮舗装での対応である。起点付近の321号から防災拠点、保育所までの舗装は今年度完了する見込みである。

発災後、給水車による迅速な給水が必要となってくるが、現在飲料水の供給が可能な施設は百笑地区の水源地1か所しかなく、具同地区の水源地にも給水施設を整備して迅速な給水活動が行えるようにする。

防災行政無線の整備は、有線放送がある22地区についてこの有線放送に無線の受信機を接続し、防災行政無線の放送が可能となるようにするものである。

【質疑：上岡委員】

具同地区の水源地の変更計画があるようだが、他に水源地の候補はないのか。

八東地区防災拠点施設の市道整備における軟弱地盤改良について、多額の費用となっているが、かかるまでに地質調査はしていなかったのか。

【答弁：秋森上下水道課長】

具同地区では、遊離炭酸のないところということで水質、水量を調査しているが、現在市

街地の基幹管路をおこなっており、それが終了してある程度が目途がついてからということで時間がかかるということで、今回お願いするものである。

【答弁：地曳まちづくり課長】

施工前に2か所のボーリングにより岩線を推定していたが、推定より深いところがあったため、セメントの安定処理を行う補正予算をお願いしたものである。

【意見：上岡委員】

給水施設についてはわかったが、給水に関しては受水槽からの汲み上げが優先ではないかと考えるので、そのことも検討してもらいたい。

歳入

【質疑：上岡委員 14 款 国庫支出金】

地方創生拠点整備交付金は当初から下がっているが、どうしてか。

【答弁：町田財政課長】

資料館の改修等の経費を要望していたが、不採択になり、スケートボード場のみ採択になった。要望が通らなかったことで財源構成を含めて国庫補助金の措置をしている。

【質疑：上岡委員】

不採択になった理由の分析をしているか。

【答弁：田能企画広報課長】

地方創生拠点整備交付金は平成 28 年度から制度化されており、昨年度は、星羅四万十の大規模改修とかわらっこのバンガロー整備で採択されている。第 2 回の 2 次募集に資料館の大規模改修に合わせた歴史資源の強化と安並運動公園の施設整備としてスケートボード場の整備やテニスコートの大規模改修、これら全てをセットにして観光クラスター形成事業ということでメニューを組立て申請していたが、2 次募集については 1 次募集より内閣府がかなりハードルを上げていて、資料館の大規模改修については施設の修繕であってリニューアルではないということで不採択となった。テニスコートは、コート面の増設をして大会誘致というスポーツツーリズムの推進で申請したが、既存のテニスコートの改修にすぎないという指摘を受けており、スケートボード場は新設の取り扱いを受け採択された。全国での決定状況は 56 団体のみの採択で、県下では四万十市と奈半利町のみである。理由としては内閣府の審査が厳しくなったということである。

【説明：町田財政課長 18 款 繰入金】

8 目 地域振興基金繰入金 わさびの栽培実験に充当している。

15 目 新しいまちづくり基金繰入金 スケートボード場の起債裏に合併特例債を 5% に充当している。

17 目 ふるさと応援基金繰入金 先ほどの拠点交付金の減等に歴史観光等の必要な財源を措置している。

18 目 防災対策加速化基金繰入金 都市防災推進や地震津波対策に充当している。

【質疑：今城委員 21 市債】

市債がまだまだ増えるなど、今後の見通しはどうか。

【答弁：町田財政課長】

有利な交付税措置の分しか借りていないが、交付税措置等が減額になり、今後は交付税措置のない起債にも財源措置が必要になるのではないかと、少し危惧している。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて、第5号議案「平成29年度四万十市鉄道経営助成基金会計補正予算（第1号）について」審査を行った。

補足説明、質疑ともになし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第7号議案「四万十市税条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：大崎税務課長】

地方税法の改正に伴い、先の臨時議会において専決処分の承認をした施行日を4月1日とする以外の規定についての改正で、市民税において、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整理、肉用牛の販売にかかる事業所得の課税の特例の適用期限を3年延長することなどや軽自動車税において、グリーン化特例の適用期限を2年延長することについて、所要の改正を行うものである。

【質疑：平野委員】

納税者に特に厳しくなるという点はないか。

【答弁：大崎税務課長】

減免等が延長になるとのことで、納税者にとって負担になるものはない。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて、分割付託を受けた第17号議案「平成29年度四万十市一般会計予算（第3号）について」の歳入について審査を行った。

【質疑：宮崎委員】

和解の決定が6月2日であるが、補正が追加提案になった理由を教えてください。

【答弁：遠近総務課長】

裁判所から和解調書の送達を受けた日が6月9日の金曜日である。12日が開会日なので1週間前に議案説明の配付をしており、送達を6月9日に受けたため冒頭に提案ができなかった。

【質疑：平野委員】

損害賠償金額は計上額以外に全体の損害額はあるのか。

【答弁：遠近総務課長】

裁判官からの和解勧告があり算定された損害額が70万9,100円なので、予算は71万円

を計上しており、これ以外にはない。

【質疑：上岡委員】

顧問弁護士からは、話し合いの解決よりも訴えられて解決の方が良いというアドバイスだったのか。

【答弁：遠近総務課長】

相手方からの損害賠償請求額は 330 万円であった。口頭弁論を行いながら詰めていく中で、裁判官からの和解の勧告があった。和解を受け入れないということになっても裁判官から勧告があった判決が出る可能性が高く、裁判が進むともっと不利になる可能性があるかもしれないなど、顧問弁護士とも協議をし、70 万余りで和解を受け入れることとなった。

【質疑：上岡委員】

相手が要求をしてきたときに弁護士に相談したと思うが、その時の弁護士の判断はどうだったのか。訴えられても払わなくて良いといったのか、和解になることがわかっていたのか。

【答弁：遠近総務課長】

当初から和解ということは弁護士から言われていない。四万十市の小学校からでた廃棄物が確実にその土地に捨てられているという立証責任を相手方がすべきだという話であったが、口頭弁論において裁判官から四万十市の小学校から排出されたものでないということを示された。立証は困難な状況であるため、裁判官の勧告を受けて和解となった。

【質疑：上岡委員】

突然訴えられたわけではなく、話し合いをしたと思う。撤去を求めるか、損害賠償を求めかで行政に来たと思うが、その時の弁護士の判断はどうだったか。話し合いで解決できなかったのか。勝てるということで裁判したのか。

【答弁：遠近総務課長】

当初は、廃棄物を上の部分だけ撤去させてもらいたいと持ち掛けたが、相手方は撤去だけではだめで、土の入れ替えなど諸々をやってもらいたいという話になり、そこまではなかなかできないとなつてたところ、訴えられたという経過である。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に第 18 号議案「工事請負契約について」審査を行った。

【説明：町田財政課長】

契約金額は、1 億 6,621 万 2 千円、予定価格が 1 億 8,443 万 2,680 円で落札率は 90.12% である。

【質疑：宮崎委員】

最低価格があれば教えてほしい。

【答弁：町田財政課長】

最低制限価格は1億6,598万8,440円であり、15日付けで予定価格、落札者、落札価格、最低制限価格をホームページで公表している。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■続いて所管事項に係る報告について執行部から報告を受けた。

●市役所本庁舎建物内全面禁煙の実施について

[報告：遠近総務課長]

健康増進法第25条において、官公庁施設などの施設の管理者は受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されており、また、厚生労働省が東京五輪・パラリンピックに向け、受動喫煙の対策強化を進めていることから、市役所本庁舎においてもATM横の駐輪場の一部に喫煙所を設け、建物内を全面禁煙にしたいと考えている。このことについては、7月上旬から市ホームページでの市民周知、屋内喫煙所に周知文書の提示や庁内掲示板にて職員周知を行い、更に7月下旬に広報8月号で市民に周知し、8月から現喫煙所を部分的に閉鎖して9月から建物内を全面禁煙としたい。事業費は56万5千円位で、今後の取組としては、利用状況を検証し、喫煙所の増設等や屋内喫煙所閉鎖後の利活用の検討を行うこととしている。

【質疑：宮崎委員】

屋内の分煙では足りないという指摘がどこかからあったのか、自発的なものなのか。県立中村高校で聞いたのだが、施設内禁煙のため堤防で喫煙する先生が往復と喫煙時間を合わせて1回15分で1日10回行くと150分になる。他の先生からその人はその間仕事をしていないという話もあったと聞いている。受動喫煙を避ける権利もあるが、喫煙する権利もある。たばこを吸うために移動の時間を市役所が強制しているわけであるからそれは許されるのかどうか。

[答弁：遠近総務課長]

幡多福祉保健所から市役所に限ったことではないが、ドアの開閉により煙が外に漏れるので、受動喫煙対策としては不十分であるという指摘があった。

ヘビースモーカーになると、一日に何回も利用することになるが、誤解を招かないような利用の仕方を職員皆で話し合っていかなければならないし、市民の目を意識した行動を取ってもらうようにしていきたいと思う。

【質疑：上岡委員】

一般質問で屋内喫煙所にイスが欲しいという意見が出た時は、直ぐに対応しゆつくりと喫煙できるようにしておきながら、今度は喫煙所をなくすという方向が変わった理由を知りたい。

[答弁：遠近総務課長]

市役所建設当時は、平成15年に作られた厚労省のガイドラインに基づいて、喫煙室の設置を奨励するということであった。質問は特に1階で市民が喫煙するにあたり、立ったまま

での喫煙はどうかという内容で、安価なイスを準備し各喫煙所に置いている。現在は受動喫煙の対策強化を進めており、厚労省の対応が変わってきており、その流れに我々もついていくということできている。

【質疑：宮本委員長】

本庁舎設計段階で福祉保健所が市に庁舎内に喫煙所を設けるのは望ましくないという話で指導をしている。庁舎内でアンケートをとった結果、屋内喫煙所を設けるようになったとの説明を私も受けている。当時、教育委員会（中央公民館）が禁煙になっていたのに、なぜ本庁ができないのかという話をしたことを覚えている。

【要望：上岡委員】

喫煙所を利用する市民のためにも買ったイスは喫煙所に置いてもらいたい。

[答弁：遠近総務課長]

総務課内で屋内喫煙所の話をしたときにイスのことも話題になった。短時間で喫煙を済ますためにもイスはいらないのではないかという意見もあったが、持ち帰って検討したい。

●訴訟事件の進行状況について

[報告：遠近総務課長]

第二審、高松高等裁判所の判決を不服として相手方より上告されていた「第二次納税義務の納付告知処分取消請求行政上告提起事件」については、6月2日に最高裁判所の決定があり、本件の上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって明らかに上告理由に該当しないため、裁判官全員一致の意見で棄却された。

市職員が大宮小学校の休校に伴い、不用品一切を適正に処分せず、違法処分したということで損害賠償請求の訴えのあった「損害賠償請求事件」は、裁判官から示された和解勧告に応じ、6月2日に和解し、7月15日までに和解金70万9,100円を支払うことになっている。

■次に管内視察・行政視察について協議を行った。

管内視察

実施日：7月11日（火） 10時集合

視察先：実崎・山路の避難路、片魚の道路災害現場（市道片魚四手ノ川線）、岡ノ下公園・古津賀第二団地の貯水槽、山路の津波避難タワー

行政視察

実施日：8月7日～11日の間

視察先及び内容：大分県国東市の基金運用、同県臼杵市の自主防災組織、広島県広島市の豪雨災害など

※7月11日の管内視察までに正副委員長、事務局において調整していく。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。